２次評価（最終技術提案書）の技術提案評価項目は以下のとおりである。

１）施工関連

⑴　4005～4008仮受け橋脚・基礎、迂回路橋脚・基礎及び1633仮受け橋脚・基礎

①　河川への配慮及び狭隘な施工ヤードでの工夫

②　後工程への配慮

⑵　更新線上部工の架設

③　高速本線交通及び河川への配慮

⑶　迂回部における接続構造

④　既設橋梁の負担軽減及び高速本線交通への配慮

⑷　４車線３箱桁橋の２車線分割構造（向19―20～向25―26）

⑤　工程遵守及び高速本線交通への配慮

⑸　供用中の高速道路

⑥　安全管理

２）SDGs関連

⑹　カーボンニュートラルへの取組

⑦　環境への配慮

⑺　生産性向上への取組

⑧　i-Constructionの推進

⑻　「入札説明書」に定めるところにより、修正技術提案書の作成費の一部を支払う。

⑼　段階選抜者の選定

段階選抜者の選定方法は、１次評価点（技術評価点）の上位の者から順に最大２者を段階選抜者として選定して通知する。

4　実施設計における契約の相手方の決定方式等に関する事項

⑴　設計業務費見積書の提出

修正技術提案書の提出に際し、計画概要書に記載される実施設計概要書に基づき、打合せ費や一般管理費等の諸経費を含む設計業務費見積書を提出すること。

⑵　予定価格の設定

受領した設計業務費見積書を参考に実施設計の予定価格を設定する。

⑶　実施設計の契約の相手方の決定方法

段階選抜者は、計画概要書に記載される実施設計概要書に基づき、修正技術提案書を履行するための設計業務に係る実施設計見積書を作成し、4⑷で指定する期日までに提出すること。提出された見積金額が、予定価格の制限の範囲内であった場合に、実施設計の契約の相手方とする。見積金額は、提出された設計業務費見積書の総額以下の金額でなければならない。

⑷　実施設計の見積りの日時及び場所

①　日時及び場所

令和５年２月８日（水）午前10時又は午後２時（ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便による実施設計見積書の受領期限は、令和５年２月７日（火）午後４時）、8⑴に示す担当課まで持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。

②　見積りの日時に変更がある場合は、段階選抜者に通知する。

5　価格等のヒアリング

⑴　価格等ヒアリングの目的

価格等ヒアリングは、段階選抜者から提出される見積条件の妥当性を確認すること及び発注者が指定する工種の見積条件合意を目的として実施するものとする。

⑵　価格等ヒアリングの手続き等

工事契約の締結に向けた価格等の確認に関する手続き等については、「日本橋区間地下化事業における総価契約・入札単価合意方式実施要領」による。

⑶　見積条件合意

技術提案書に該当する工種、及び段階選抜者選定通知と合わせて通知する特定工種については、「日本橋区間地下化事業における総価契約・入札単価合意方式実施要領」に基づき、価格等ヒアリング後に、見積条件合意書を締結する。

なお、見積条件合意書の写しを最終技術提案書に添付して提出しなければ、最終技術提案書を評価しない。

⑷　設計成果物の取扱い

ⅰ）工事の落札結果に関わらず、実施設計契約に基づく完了検査及び支払を行うものとする。また、段階選抜者は、当該工事を除く今後の工事において成果物の利用を無償で発注者及び発注者の指定する者に許諾するものとする。なお、落札できなかった者の設計成果は、本工事では使用しない。

ⅱ）設計成果に段階選抜者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される権利（以下「特許権等」という。）が含まれ又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて発注者の指定する者が当該特許権等ⅰ）に基づく成果物（無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、段階選抜者は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

6　入札単価合意

見積条件合意書を締結した工種については、「日本橋区間地下化事業における総価契約・入札単価合意方式実施要領」に基づき、工事契約後に提出される請負代金内訳書に記載された単価を個別合意単価とする。ただし、請負代金内訳書の単価について、著しい疑義が生じた場合は、単価協議を行い、総価を変更しない範囲で、請負代金内訳書の再提出を求める場合がある。

7　工事における落札方式等に関する事項

⑴　落札方式の概要

本工事は、3⑼により段階選抜者を選定し、２次評価を行った後、その段階選抜者による入札を実施し、総合評価方式により落札者を決定する方式としている。

⑵　総合評価方式の概要

本工事の総合評価方式は、３⑺の２次評価の評価項目、配点により評価した技術評価点及び予定価格の制限の範囲内における入札金額から得られる価格評価点を加算して得られる数値が高い者を落札者として決定する方式である。

⑶　落札者の決定方法

①　選定方式

ア　最終技術提案書の技術評価点の高い者の技術提案を踏まえて、予定価格を定める。

イ　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、7⑶②によって得られた数値（以下「２次評価点」という。）の高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とする。

ウ　イにおいて、評価点が最高となる者が２者あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

②　総合評価の方法

２次評価点は、以下の方法により算出する。

最終技術提案書の内容を３⑺に応じて評価した技術評価点（配点95点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点95点）を加算した数値によって決定する総合評価方式とする。

２次評価点＝技術評価点＋価格評価点
＝技術評価点＋95×（１－入札価格／予定価格）

なお、最終技術提案書の技術評価点の高い者の技術提案を踏まえて、予定価格を定める。それぞれの技術提案を踏まえて定める予定価格相当額の内訳より、段階選抜者毎にそれぞれ低入札基準価格を設定し、入札価格が低入札基準価格以下であった場合は、価格評価点を０点とする。

低入札基準価格は、以下の方法により算出する。

低入札基準価格＝（直接工事費×97％＋共通仮設費×90％＋現場管理費×90％＋一般管理費等×68％）×1.10

ただし、低入札基準価格は予定価格相当額の75％から92％までの範囲内で定める。

8　手続等

⑴　担当課　首都高速道路株式会社　更新・建設局　総務・経理課　〒101―0054 東京都千代田区神田錦町２－２－１（ＫＡＮＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ　17階）　ＴＥＬ：03―6803―3696　ＦＡＸ：03―6803―3755

⑵　「入札説明書」等の交付

①　交付期間　令和４年７月27日（水）から令和４年８月29日（月）午後４時まで

②　「入札説明書」等のうち、入札説明書、調査・設計業務請負契約書（案）、工事請負契約書（案）、調査・設計業務請負現場説明書、工事請負現場説明書及び計画概要書（以下「ダウンロード資料」という。）は、